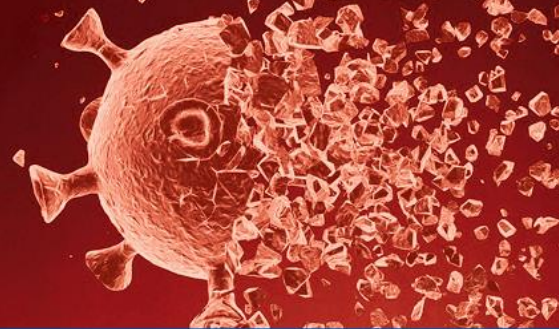


# COVID-19 COMMUNIQUE

ASA & ASSOCIATES<sup>LLP</sup>



April 21, 2020

## COVID-19に関する公式発表

### 世界の状況に関する俯瞰

世界保健機関(WHO)がロックダウンを解除する際のガイドラインを公表

新型コロナウイルスは世界で 230 万件以上の感染件数を記録し、世界各国でロックダウンを長引かせ、人々の生命や日常生活を奪い続けています。WHO は COVID-19 対策のロックダウンを解除するに際しての新たなガイドラインを発表し、それには以下のものが含まれています。

- ・病気の伝染が制御下に置かれること
- ・全ての感染ケースに関して、それを検知、検査、隔離、治療、そして追跡ができるような保健システムができていること
- ・保健機器や看護施設を整える事により感染拡大のリスクが最小限に留められ

ていること

- ・学校、職場その他の場所等、人々にとって訪れるのが必須の場所に置いて予防

措置が取られていること

- ・外国からの新しい感染者の流入リスクが制限されていること
- ・「新常識」に対応するために各コミュニティにおいて十分な教育、取り組み、

がなされ、各コミュニティに裁量も認められていること

参照：Business Standard, WHO

### 2020 年は世界経済の成長率が 3%まで縮小する見込み：IMF

国際通貨基金(IMF)は「巨大ロックダウン」による不況によって世界の GDP 成長率は 2020 年では 3%まで下がる見込みであると発表しました。その上で、2021 年に公共政策の助け等も得ながら経済活動が通常通り再開した際には、世界経済の成長率は 5.8%に達する見込みであることが発表されました。しかしながら、IMF によると、COVID-19 による不況はウィルスを取り巻く不確定要素を考慮すると楽観的すぎる可能性もあるとのこと。

参照：IMF

### G20 諸国は世界の最貧の国々による負債の返済を凍結する事を決定

G20 経済圏では、世界最貧の国々に対しては、今年末まで、元本及び利息の支払いの期限を延長する事を決めました。これにより、対象各国においては 200 億米ドルの浮いた資金を保健システムや感染症対策に注入できるようになりました。また、IMF による 5000 億米ドルの特別引出権(SDR)の提案に関しては合意に至ることはありませんでした。

参照：Business Standard, Reuters

### GSK と Sanofi が COVID-19 のワクチンの開発のために協力

世界最大級のワクチン製作会社 2 社が COVID-19 のためのアジュバンドワクチンを開発するために、ジョイントベンチャーを結成することを発表しました。これにより、現在進行中の感染拡大を制御するために両社の革新的な技術を利用

することができることとなります。試験的な利用は 2020 年度の第 2 四半期から始まり、一般利用は製薬管理当局が許可すれば 2021 年に可能となる見込みです。

参照：Economic Times

### CFO の方向けの情報

2020 年 4 月 20 日よりインド政府により許可された一定の活動が可能となります

す

内務省(Ministry of Home Affairs)によると 2020 年 4 月 20 日以降は、オフィスや職場、工場、建物等における厳格なソーシャルディスタンスの規定を守ることを条件に、一定の許可された活動は行っても良いとの通達を発表しました。一定の許可された業種には、物流サービス、保健サービス、公共設備関連のサービス、農業及びその関連サービス、金融及び社会保障サービス、特定の建設業などとなっています。

参照：

MHA([https://www.mha.gov.in/sites/default/files/MHA%20order%20dt%2015.04.2020%2C%20with%20Revised%20Consolidated%20Guidelines\\_compressed%20%283%29.pdf](https://www.mha.gov.in/sites/default/files/MHA%20order%20dt%2015.04.2020%2C%20with%20Revised%20Consolidated%20Guidelines_compressed%20%283%29.pdf))

### 監査報告書及び証明書について電子署名の利用可能に

インド勅許会計士協会(ICAI)は、「財務諸表に意見や報告を付すること」に関する改正済み監査基準 SA700 に従って監査報告書及び監査証明書に署名をする際に電子署名を利用することを認めました。

参照：ICAI(<https://resource.cdn.icai.org/59024aasb48128.pdf>)

### FICCI はロックダウン後の企業のために企業運営の基本指針(SOP)を導入

経済活動の継続を許容しつつ COVID-19 の後遺症を最小限のものとするという目標のため、FICCI は産業界に対して企業運営の基本指針(Standard Operating Procedures, SOPs)を導入しました。これらの指針によって、各組織が、ロック

ダウン後にそれぞれのリスク状況に従った運営再開のための手順を決定する事に役立ちます。

参 照 : FICCI(<http://ficci.in/spdocument/23204/SOP-for-Industry-Post-Lockdown.pdf>)

### COVID-19 の経済的影響を生き延びるためには独創性が必要

多くの専門家が、CFO に独創性が求められ、売上を得るための方法を見つけるようになる時が来たとの見方を示しています。CFO には、支出を抑えつつ、同時に従業員のモチベーションを下げさせないようにするという難しい役割を果たすことが求められています。

参 照 : ET CFO(<https://cfo.economictimes.indiatimes.com/news/india-lockdown-day-22-businesses-need-to-be-creative-to-survive-covid-19-economic-impact/75171886>)

## 規制等の緩和

- ・ 直接税
- ・ 間接税
- ・ 会社法及びその関連法

### 直接税

#### 520 億 4 千万ルピー相当の税金の還付がなされました

税務当局は、82 万近くの小規模納税者に対して、50 万ルピー以下の税金の還付を即座に支払うという 2020 年 4 月 8 日の政府発表に従って、520 億 4 千万ルピー分の税金の還付をしました。現在さらに 776 億ルピーが還付支払いの途中にあり、できる限り速やかに支払われる予定です。

参照：PIB(<https://pib.gov.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=202348>)

## 間接税

2020-21 に関する確約証(Letter of Undertaking)は 2020 年 6 月 30 日までに申告

GST の納税者は 2020 年 6 月 30 日までに 2020-21 年度に関する申請書を提出すれば、2019-20 年度で使用した確約証参照番号を用いて仕入れにかかる税金を支払うことなく物品サービスの提供を継続できるようにするとの発表がなされました。

参照：[Circular No. 137/07/2020-GST](#) dated April 13, 2020

<http://www.cbic.gov.in/resources/htdocs->

[cbec/gst/Circular\\_Refund\\_137\\_7\\_2020.pdf](#))

契約の撤回や物品の返還等の一定の場合に GST の還付を受けることが可能に

以下のような場合において、消費者によって契約が撤回されたり、物品が返品された際に GST の還付を受けることができるようにして、納税者の流動性の向上がなされました。

- ・売主により請求書が発行されて税金が支払われ、売主からクレジットノート



が発行されて、買主により支払われた税額は売主の実際の納税額から差し引かれます。納税額がなかった場合には過払納税分が還付の対象となります。

・売主が前払金を受け取って税金を納めていた場合には売主は還付証書の発行を受けることができ、過払納税分の還付を受けることが可能となります。

参照：[Circular No. 137/07/2020-GST dated April 13, 2020](#)

([http://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/Circular\\_Refund\\_137\\_7\\_2020.pdf](http://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/Circular_Refund_137_7_2020.pdf))

## 会社法及びその関連法

### 従業員積立金の預け入れの期日の延期

2020年3月の従業員の給与を支払った使用者は従業員積立金(Provident Fund)及び管理費の支払いに関して、5月15日まで、30日の追加の支払い期日の猶予を与えられます。

参照：[EPF India](#)

([https://www.epfindia.gov.in/site\\_docs/PDFs/Circulars/Y2020-](https://www.epfindia.gov.in/site_docs/PDFs/Circulars/Y2020-)

2021/GraceperiodMarch2020.pdf)

### 海外直接投資(FDI)ポリシーの改正により日和見主義の買収を防止

COVID-19により財政的に脆弱になった企業を株式取得や吸収合併から保護するため、インドと国境を接する国の企業または利益享受者(beneficial owner)からの海外直接投資はインド政府からの事前の承認が必要となりました。ブータン、中国、ミャンマー、その他のインドと国境を接する国からの直接または間接的なFDIはこのポリシーの変更により影響を受けることとなります。

参照：[PIB](#)

(<https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1615711>)

### インド中央銀行(RBI)から追加の手法の発表

RBIは2020年4月17日に流動性圧力を緩和するために追加の方策を発表しました。

- ・流動性カバレッジ比率(Liquidity Coverage Ratio, LCR)の要求をRBI法の別表

記載の商業銀行(scheduled commercial banks)に関しては 100%から 80%に引き下げ,直ちに実効性を有するとしました。この数値は 2020 年 10 月までに 90%, 2021 年 4 月までに 100%に戻されることとされました。

- ・流動性調整手法(Liquidity Adjustment Facility, LAF)のもと, 中央銀行レポ・レート(Reserve repo rate) が 0.25%引き下げられて 4%から 3.75%とされること。

- ・NABARAD や SIDBI のような金融機関にも 5000 億ルピーに及ぶ特別金融手法が及ぶようにすること。

参照：[RBI](#)

([https://www.rbi.org.in/Scripts/bs\\_viewcontent.aspx?Id=3853](https://www.rbi.org.in/Scripts/bs_viewcontent.aspx?Id=3853))